

| | | |
|------|--------------------------------|---|
| 会議名称 | 平成12年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会会議録 | |
| 日時 | 平成12年8月28日(月) 14時00分～16時30分 | |
| 場所 | 西棟6階 第5・6会議室 | |
| 出席者 | 委員 | 江藤会長 金子委員 清澤委員 篠委員 高橋委員 布施委員 堀内委員 安本委員 河津委員 佐々木委員 鈴木委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：小井委員 熊倉委員 縫村委員 門脇委員 富本委員 藤原委員) |
| | 実施機関 | |
| | 事務局 | 滝田企画部長 [区政情報課] 館野課長 大和田主査 片岡主査 [情報システム課] 浅川課長 星主査 石井主査 佐藤総務部参事(総務課長事務取扱) |
| 傍聴者 | 6名 | |
| 配付資料 | 事前 | ・平成12年度第2回会議録 ・情報公開制度に対する意見・要望 |
| | 当日 | |
| 次第内容 | 1 | 平成12年度第2回会議録の確定 |
| | 2 | 諮問事項 情報公開制度の見直しについて |
| | | 諮問 20(継続) |
| 内容 | 1 | 平成12年度第2回会議録の確定 |
| | 2 | 情報公開制度の見直しについて |
| | | 継続審議 |

| | |
|-------------|--|
| 開会 | |
| 会 長 | 開会のあいさつ |
| 会 長 | 「平成 12 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審議会会議録」の訂正又は質問はございませんか。 |
| 区政情報課長 | 誤字の訂正 |
| 会 長 | ほかにございますでしょうか。では、会議録は確定したことといたします。 |
| 諮問事項説明 | |
| 会 長 | 諮問事項について審議に入ります。 |
| 諮問 20 号（継続） | |
| 会 長 | はじめに、「情報公開制度のあり方について」と「情報公開制度に対する意見・要望」について事務局から説明をお願いします。 |
| 区政情報課長 | 情報公開制度について区民から意見・要望を聴取していることの報告。「情報公開制度のあり方について」、「情報公開制度に対する意見・要望」についての説明。 |
| 会 長 | 今日の進め方ですが、いま説明がありました「情報公開制度のあり方について」を基にして審議を進めたいかと思っております。まず第 1 章、次に第 2 章の「1 条例の目的」から「3 対象情報」まで、次に「4 非公開情報」、次に「5 情報公開法との関係で整理すべき事項」、次に「6 請求手続」、次に「7 情報不存在の取扱い」から「11 出資法人等の情報公開」まで、最後に「12 個人情報保護条例との関係」以降、というように各ブロックに分けて、いまの説明に対する質問、意見などもブロック毎に出していただけたらどうかと思っております。いかがでしょうか。 |
| （異議なし） | |
| 会 長 | では、最初に第 1 章について意見などはございますでしょうか。「1 制度の見直しの背景と必要性」については異論がないと思うのですが、「2 情報公開制度の見直しにあたっての基本的な考え方」の「(1)知る権利と説明責任」と「(2)行政情報の原則公開」については、いかがでしょうか。 |
| 委 員 | 基本的な考え方としてはいいのではないですか。 |
| 委 員 | 基本的に大変大事なことで、この方がいいだろうと思います。「分かりやすい言葉」となっておりますが、これが大事なのです。区民の皆さんが納得できるように、専門用語で分かりにくいものを、理解しやすい言葉でよく説明してあげていただきたい、という要望を申し上げます。 |
| 会 長 | わかりました。ほかになければ、第 2 章の「1 条例の目的」から「3 対象情報」についてご意見をいただきたいと思っております。 |
| 委 員 | 請求権者の範囲ですが、報告書では現行どおりとしています。本来自治体の責務というのは、一義的にはやはり区民あるいは区に関係する者に対してですが、これから杉並区に住もうという方や、自分の自治体と比較をしたいというような方もずいぶんいらっしゃいます。区外の人たちにとっては情報を必要とする理由を明らかにしなければいけないので、請求しづらいという面があるわけです。それは必要なことなのでしょうが、基本的には「何人」 |

| | |
|--------|---|
| | とするのがいいのではないかと思います。 |
| 委 員 | この報告書は、審議会委員の意見や要望を踏まえたうえでの検討結果ですか。そうではないですね。 |
| 区政情報課長 | 皆さんからいただいた意見も参考にしながらこの検討結果をまとめております。私どもの検討では、情報公開のコストが区民の税金で負担されていること、また自治権の範囲を越えることになるのではないかと、という理由で、「何人」とすることについては疑問が出されました。また、請求の理由まで問うておらず、実質的に請求権者を制限していないので、現行どおりが適切ではないかという判断をいたしました。 |
| 委 員 | 公開する範囲を広くして非公開の部分をできるだけ狭くしていくことが、これからの情報公開を進めていくうえで大きな意義があると思います。まず間口を広げておくという意味で、当初に意見・要望を出すときから「何人」という言葉にこだわりました。それから、区民の皆さんのご意見というのは、どういったものが多かったのでしょうか。 |
| 区政情報課長 | 現在、1名の方からいただいております。意見・要望の4頁、(6)、国等機関間情報がそのご意見です。 |
| 委 員 | 現在は、理由さえ示せば「何人」に相当するような対応をしているということで、いまのやり方でいいようにも思えます。しかし、区外の人たちのことやファクスやインターネットの利用で理由を求められる請求者が多くなってきたときに、実務では「何人」に相当することをしながら、条例上「何人」としないことについて、その整理の仕方がよくわからないので、検討した経過などを示していただきたいと思います。 |
| 企画部長 | これについては実務上の違いがそれほどないわけで、私どもは特段こだわっているわけではありません。ただ、区の情報公開として考えたときに、区民以外からの請求については使用目的を聞いてもしかるべきなのではないか、という議論が我々の中でありました。それで意見を伺って、そのうえでまた判断をしてみてもいいのではないかと、ということで問題の提起をしているということです。 |
| 委 員 | 区が持っている情報を公開するとなれば、区としては無制限に出すわけにはいきません。やはり理由を聞くというのは当たり前だと思います。理由を明らかにすれば制限しているわけではないから、「何人」とわざわざ入れる必要はないと思います。 |
| 委 員 | 私もいまの意見に賛成ですが、「何人」となると理由のいかんを問わないというのが一般的です。区民以外の方には非常に利便性があるかもしれませんが、区民の皆さんにすると、大変いろいろな予想もしない混乱が出てくるし、区の対応もいろいろと難しくなってきますので、区の行政としての責任も持っていただいて、理由を聞くという要件があってもいいだろうと思います。 |
| 委 員 | 私もインターネットで情報公開条例の改正について調べていますが、100以上の自治体がいま改正をしています。この「何人」の部分と「知る権利」と「説明する責務」が入っているかどうかということが、一番先に注目されるのです。これは条例の顔であり、自治体としての姿勢というものがここに |

| | |
|--------|--|
| | 出ると思います。実務上同じであるならば、杉並こそが開かれた自治体であるということを示すために、ここに「何人」と規定するほうがいいと思います。 |
| 委員 | そうすると、出した情報によって区がいろいろなトラブルに巻き込まれるおそれがあると思います。やはり理由を見て出さないと、区は責任を追究される可能性が十分に出てきます。 |
| 企画部長 | それは現在でもあり得ないことではないし、情報を公開していく以上はやむを得ないと思っております。区としては、その情報を区が持っているかどうか、その情報が事実であるかどうかについての責任を、当然負わなければならないと考えております。 |
| 委員 | 出した情報が公益的なものであるのならともかく、公益性がなければ、正確性があつたところで難しいと思います。 |
| 企画部長 | その情報が公益的な情報であるかどうかというような判断をして、区が出す出さないを決定するということは、現行条例ではできないことだと思っております。 |
| 会長 | 議論を今日だけで終わりにするつもりはございませんので、ここでは「何人」とすべきであるというご意見があることを受けとめまして、他の項目についてはいかがでしょうか。「知る権利」及び「説明する責務」を目的に規定するということについては特に異論はないでしょうか。 |
| 委員 | 異議があるわけではないのですが、この2つの言葉を規定する方法として、前文ではなく、本文の目的規定に入れるということによろしいですか。 |
| 区政情報課長 | はい。 |
| 委員 | 「3対象情報」の「電磁的記録」ですが、現時点では、技術上、体制上どこまで対応できるのですか。 |
| 会長 | 後で15頁の「8電磁的記録の公開方法」がありますので、ここでは「電磁的記録」を情報公開の対象に加えるかどうかということについてだけご意見を承りたいと思います。 特に異論がなければ、「1条例の目的」から「3対象情報」については、「何人」にすべきかどうかという論点がありますが、本日の審議としては終わりにして、次の「4非公開情報」に進みたいと思います。意見・要望の4頁に開示義務と規定したほうがいいのか、とのご意見もありますがいかがでしょうか。 |
| 委員 | 私は国の情報公開法や東京都の条例のように「開示しなければならない」という書き方にしたほうが分かりやすいのではないかと、という意見を当初出しました。ここで公開・非公開の枠組みを現行どおりとするか、開示義務とするかによって条例全体のトーンが変わってくると思います。意見・要望の3頁(4)では「公開しないことができる」としたほうが、区民の皆さんには分かりやすい、というご意見もありますが、その「できる」という文言の捉え方が非常に曖昧ではないのかということ、まだ納得できない状態です。 |
| 委員 | 「公開しなければならない」の規定にすると、非公開条項の内容を具体的に書かざるを得なくなります。 |

| | |
|--------|---|
| 委 員 | 「(8)意思形成過程情報」ですが、これが私たち区民にとっては、一番知りたいところなのですが、著しい支障が生じる場合には公開しないとなっています。これは、具体的にはどういうことを想定しているのでしょうか。 |
| 区政情報課長 | 意思決定前であってもその情報を非公開とすることは、説明する責務からしますと適当ではないと思います。したがって私どもは意思形成過程の情報についても公開を原則としているわけです。そこで著しい支障が生じる場合に該当するものは何かということですが、それはケースによって異なるものと考えます。例えば、この情報公開制度のあり方について見直し検討委員会で検討中の内容を、まだまとまっていない段階で公開しますと、外部からの圧力等を受けて、中立的で率直な意見交換ができなくなるおそれがあります。このような場合は、まとまるまで公開することは難しいと思いますが、ある一定程度まとめた段階では、こうして報告をお配りするとともに、区民の皆さんからのご意見もいただくことになろうかと思えます。また、区議会との関係では議案になるまでの過程の情報があげられると思えます。 |
| 委 員 | 確かに議会もそうなのですが、出すべきでない情報というのはあると思うのです。例えば、入札の積算途中の情報を出したら大変なことになります。ただ、我々議員は多少分かるのですが、区民からすると行政の意思決定のプロセスが分かりづらいのだと思うのです。プロセスをもう少し分かりやすくする方法はないのですか。 |
| 企画部長 | 私どもは、計画の策定過程で区民の意見を反映していく、あるいは区民参加で計画を作っていく必要があると思っています。問題は、どの段階でその情報を公開し、その意思を反映させていくかといくことです。例えば、予算編成の最終的な判断は区長がして、議会にその是非を問う形になります。議案になるまでの過程にはいろいろな判断があるわけで、その査定をやっている段階で、公開をするというのはなかなか難しいと思います。公開にあたっては、どういう時点でどういう請求が出てくるかによって、個別・具体的に判断をしていかざるを得ないと思います。 |
| 委 員 | 意思形成段階における情報で、公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれがあるといったときに、誰がどのような基準に基づいて判断しているのですか。例えば学校給食調理業務運営改善検討会では、会議そのものを非公開にして、事後に中間のまとめの中でその検討の内容などを出しています。これはどう整理したらよいのですか。 |
| 区政情報課長 | いまの学校給食の例ですと、その実施機関は教育委員会になります。情報の公開を求めること自体は当然可能なことですが、その請求に応じることができるかどうかは、教育委員会が判断することになります。 |
| 委 員 | そこが少しわかりづらいと思います。それと「(3)個人情報」に関わる場所ですが、例えば区が個人から土地を買うときに、その取得価格を公表できないということがあります。しかし、一方では、公金で買うわけで、たとえ個人から買うにしても取得価格を公開すべきではないかと思えます。 |
| 会 長 | ほかにございますか。一通り議論をした後、その取り扱いを決めていくことにしたいと思えます。いまのところ「4非公開情報」については、「(1)公開・非公開の枠組み」、「(8)意思形成過程情報」、「(3)個人情報」が論点とし |

| | |
|--------|--|
| | て出ています。 |
| 委員 | 意思形成過程情報で「公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれ」があるかどうかの判断は、最終的には区長がするのですか。 |
| 区政情報課長 | 請求を受けた実施機関が判断します。 |
| 会長 | 目的に「知る権利」、「説明する責務」を加えるとすると、その目的規定に従って解釈しなければならないということになります。そうであればこの「公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれ」の範囲が、相当狭くなっていくということになると思います。 ほかになければ、次の「5 情報公開法との関係で整理すべき事項」についてご意見ををお願いします。 |
| 委員 | 「(1) 公益上の理由による裁量的開示」ですが、都の条例ではこの規定があります。検討委員会がこの規定を新たに設ける必要がないとした理由をお願いします。 |
| 会長 | 国の情報公開法や都の条例では、非開示情報が列挙されているからではないのですか。区の条例はそもそも「公開しないことができる」という裁量の規定の仕方、作り方が違うのです。 |
| 企画部長 | 例外的に非開示情報を列挙している場合、非開示情報であってもさらに公益上の理由によって開示する場合がありますという事で、こういう規定が設けられていると思います。 |
| 委員 | 「(2)任意提供情報」ですが、これは新たに設ける必要がないと思います。「公にしないとの条件で提供された情報」を公開するとすると、必ず損害賠償の対象になってしまいます。 それから「(3)存否応答拒否」とはどういうことなのですか。 |
| 区政情報課長 | 例えば、特定個人のカルテについて第三者から公開の請求があった場合、その情報は存在するが、個人情報であるということとを理由に非公開の決定をしますと、その情報が存在していることが分かり、特定個人の利益が害される場合があります。これを避けるためにその存否を明らかにしないで拒否できるという制度です。 |
| 会長 | 「(4)第三者保護に関する手続き」ですが、現在要綱で規定していることを条例に規定するという事ですか。 |
| 区政情報課長 | 要綱の内容をそのまま条例に入れるかどうかということについては、まだ検討しておりませんが、公開請求に係る情報の中に第三者に関する情報がある場合は、その第三者に意見をきくことができる旨の規定を置く必要があると考えます。 |
| 会長 | それは非常に適切なことだろうと思います。 |
| 委員 | 他区の条例にも第三者保護の規定がありますか。 |
| 区政情報課長 | 全部見ているわけではありませんが、他の自治体の条例でも大体入っています。 |
| 委員 | 先ほどからの議論を聞いていますと、特定の言葉などにこだわっていて、審議会の立場を離れたところで審議されているような気がいたします。この報告書について意見を求められてその意見を申し上げたけれども、それに対 |

| | |
|-------------|--|
| | <p>する検討もされていません。我々は委員として、一方で個人情報に絶対に保護しなければならないという責務、他方で区民の財産である区の情報をますます公開していかなければいけないという責務を持って、いままでやってきたわけです。そうした本筋論で、もう少し議論をなされたほうがよろしいのではないかと思います。</p> |
| 会 長 | <p>今日は、区長からの諮問に対する答申に向けて審議をしています。いまおっしゃられたような基本的なことは、まさにいちばん柱に据えなければならないことだろうと思いますが、ただそういった一般論ではなくて、個々の課題をまとめなければいけないので、先ほどから審議しているわけです。</p> |
| 委 員 | <p>報告書に対してはもう意見を出して肯定しているわけです。私としては、今後どうするのかということが問題だと思っています。</p> |
| 会 長 | <p>皆さんから出していただいた意見・要望はあくまで各委員の方のご意見なので、審議会としてはやはりまとめる必要があるだろうと思います。</p> |
| 委 員 | <p>私としては、法令で物事というのは決まっていくものだと思いますが、一番の問題点は、やはり個人情報のチェックだと思います。これから先情報がデジタル化されますので個人情報がきちんと保護されるのかを大変懸念しております。</p> |
| 会 長 | <p>それは15頁の「8 電磁的記録の公開方法」のところですね。それでは「5 情報公開法との関係で整理すべき事項」はこれで終わりにして、「6 請求手続」に進みます。</p> |
| 委 員 | <p>(1)の変更は、その行為の有効性を判断する「受理」の日の翌日からではなくて、請求があった日の翌日から起算するということですね。</p> |
| 区 政 情 報 課 長 | <p>はい。</p> |
| 委 員 | <p>「(3)ファクシミリ等による請求・公開」ですが、私も意見として出しました。時代の要請に依って、是非とも今後検討していく必要があると思います。私の所属する団体では、いま話題になっているデジタルデバイドの問題ですが、利用の仕方が分からない人に対する懸念も出されました。ただ条項を加えない限りは、こういう手段が利用できなくなるので、つけ加えたほうがいいのではないかと話がありました。</p> |
| 委 員 | <p>電子メールでの請求は確かに時代の流れですが、公開については相当慎重に考える必要があります。プライバシーの問題などではなくて、電子メールの添付ファイルを公開の資料とするような運用が適切であるかということも相当慎重に考えていかないと問題も多いし、区の実情としてまだそれに対応できるほど電子化されていないのではないかとことです。例えば、紙で記録されている情報について電子メールで公開請求があったとき、それを電子メールで返信することはほとんど不可能です。情報公開条例の基本は、加工しないあるがままの情報を共有財産として区民の方に見ていただくということですから、加工される危険があります。そうすると、紙で管理されている情報についてインターネットで請求があったときには、ただ請求を受け付けるだけになります。</p> <p>イントラネットに入っているようなものであれば返信することができますが、そういう情報は情報公開ではなくて情報提供のほうに入る可能性があります。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ます。職員個人が事務処理の過程でパソコンやフロッピーディスクに記録しているものは、杉並区が管理している情報には入らない、個人の単なるメモです。大型コンピュータで処理した磁気テープに記録されている膨大なデータはインターネットでももちろん送信できますが、受信したほうも大型コンピュータで処理しなければなりません。磁気ディスクオンライン処理のものは先ほどの個人情報の問題がありますし、実際に区のオンラインシステムはほとんど意思決定というよりも業務処理のデータです。例えば給与計算、課税計算などで、これはどちらかというところ閲覧に近いものです。</p> <p>そうなりますと、理念としては非常に優れていると思うのですが、あまりに現実的でないご意見にとられる可能性があります。現状で電子メールを利用するとすれば、該当情報があるかないかという入口の段階での利用しかあり得ないのではないかと思います。この報告書では到達したかどうか確認ができないというような技術上の問題で整理されていますが、これは徐々にクリアされて確認できるようになると思います。アメリカの情報自由法では、行政情報はコンピュータ通信で入手できるようにしなければならないとなっています。区の体制をアメリカ並みにするのなら別ですが、現状では難しいという感じがしているのです。</p> |
| 会 長 | 4時まで休憩いたします。 |
| (休憩) | |
| 会 長 | 再開いたします。「7情報不存在的の取扱い」から「11 出資法人等の情報公開」まで審議したいと思います。先ほど「電磁的記録の公開方法」についてご意見がありました、いかがでしょうか。 |
| 委 員 | 先ほど、私はネットワークを通じた電子記録媒体の公開についてのご意見を申し上げたわけで、窓口でフロッピーディスクのコピーを交付するという話とは全然違いますので、念のためにお断りしておきます。 |
| 委 員 | そうすると、「電磁的記録」の公開については、条件付であればいいということなのですか、それとも全面的に駄目だということなのですか。 |
| 委 員 | <p>「3対象情報」のところ、「電磁的記録」を情報公開の対象に加えるという大きな柱がありますから、「電磁的記録」の公開は当然です。解釈としては、「電磁的記録」を紙の記録と同じに扱い、特別扱いしないというのが基本的な考え方ですので、区の情報化の進展状況に応じて積極的に対応していただくということだと思っております。ただ、現状から言うと、例えばフロッピーディスクは中間的な作業の記録媒体で、情報公開の対象となる記録媒体に位置付けられるものは少ないのではないかと感じています。</p> <p>また、「電磁的記録」に制限的に入っている個人情報については、この審議会の諮問又は報告で明らかになっていますから、十分注意して対応すれば、先ほど発言のありました個人情報の流出についてはそれほど心配する必要はないと思います。むしろ、記録してはいけないものを記録するほうが危険なので、そのことを注意しながら進めていくということだと思っております。</p> |

| | |
|--------|---|
| 委 員 | <p>「電磁的記録」の公開は間違いなく推進すべきだと思いますが、情報化についてはここ数年の変化が激しいので、これをどのように条例や要綱に規定するのか考え方をお聞きしたいのです。</p> <p>それから「9 請求者の費用負担」に関わるのですが、フロッピーディスクやCD-ROMといった電磁的記録媒体での写しの交付の費用について、その考え方をお聞きします。</p> |
| 区政情報課長 | <p>情報公開法でも「電磁的記録」については政令で定める方法により行うとしています。区の条例でも、規則で定める方法により行うというような規定の仕方をし、情報化の進展に合わせて規則を改正していくことになると思います。</p> <p>また、費用については、ほかの自治体を参考にしながら、決めていく必要があると思っています。</p> |
| 委 員 | <p>そうするとここでの論点は、「電磁的記録」で渡していいのかどうかということであって、その公開の方法については、その後要綱などで定めるということですか。その要綱などは、行政のほうで随時改正していくものなのか、あるいは審議会にかけるものなのか、説明をお願いします。</p> |
| 区政情報課長 | <p>報告書の内容を規則や要綱で規定するかどうかは、まだはっきりしていません。規則や要綱は区長が定めるものですが、審議会にご報告をしていきたいと思っています。</p> |
| 委 員 | <p>誤解を招くといけませんので補足させていただきますが、「8 電磁的記録の公開方法」の に「フロッピーディスク等に記録された電磁的記録」とあります。特に説明がありませんが、情報公開条例の趣旨からすれば、区が組織として管理していることが大前提ですので、その運用を間違いのないように相当慎重に検討しなければいけないだろうと思います。</p> |
| 委 員 | <p>「7 情報不存在の取扱い」と先ほどの「5(3)存否応答拒否」との関係ですが、「存否応答拒否」の場合は、その情報があってもなくても拒否できるということで、この不存在の場合は、非公開の根拠を明らかにするため、不存在を理由とする規定を設けるといことですね。</p> |
| 区政情報課長 | <p>情報公開制度は情報があることを前提としていますから、現行条例では、情報の不存在を理由として非公開決定できる旨の規定がありません。現在は、その場合、請求の取り下げを求めているのですが、それでもなお応じない場合は、運用で不存在を理由とする非公開決定をしているところです。ほかの自治体もそう対応してきたと思いますが、この「7 情報不存在の取扱い」では、不存在を理由とした非公開決定ができる旨の規定を入れる必要があると考えています。</p> |
| 委 員 | <p>「9 請求者の費用負担」ですが、国や都では、手数料について、「経済的困難その他特別の理由があると認めるとき」に減免の制度がありますが、区としてはどう考えていますか。</p> |
| 区政情報課長 | <p>手数料を徴収しない方向で考えています。</p> |
| 委 員 | <p>「10 情報公表・提供の充実」ですが、このたびの 21 世紀ビジョン素案では、区民と行政の協働がうたわれています。情報の公開ももちろんですが、</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>区民が区政に参画していくうえで、必要な情報を広く公表していくということは、必ず裏付けとしてあるべきです。ここでは「要綱等を定め」と書いてあります。できれば要綱ではなくて、例えば自治基本条例に理念をしっかりと掲げて、制度や仕組みづくりをしていく必要があるのではないかと思います。その考えを聞かせていただきたいのです。</p> <p>それから「11 出資法人等の情報公開」ですが、意見・要望として出しましたように、是非積極的に推進していただきたいということを意見として申し上げておきます。</p> |
| 総務部参事 | <p>ここでは、現行条例第15条の規定を、積極的に区民に情報を提供する観点から変更するというをいっているわけです。そしてその細かい手続は、条例で規定できませんから、要綱などで決めていくということです。</p> |
| 会長 | <p>区が積極的な情報提供の責務を負うということですね。説明責任を十二分に尽くすという意味で、第15条を改正するということですね。</p> |
| 総務部参事 | <p>はい、そうです。</p> |
| 委員 | <p>出資法人や財政援助団体の範囲として、区の出資割合が全体の2分の1以上の法人などとした理由について、説明をお願いします。</p> |
| 区政情報課長 | <p>いろいろと総合的に勘案して2分の1以上が適当ではないかと判断いたしました。該当する法人等の数についてはまだ調査しておりませんが、区の出資する財団は全部該当することになります。</p> |
| 委員 | <p>これはあくまでも努力義務となっていますが、これから区が制定する条例や要綱に準ずるように、法人等に対して指導、要請をしていくということですか。</p> |
| 区政情報課長 | <p>改正する公開条例に従ったモデル要綱を作り、要請をしていきたいと考えております。</p> |
| 会長 | <p>それでは次に「12 個人情報保護条例との関係」と「13 情報公開・個人情報保護審査会条例について」にご意見をいただきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>審査会については、明確な規定がある国や都に準じて決めていくということですか。</p> |
| 区政情報課長 | <p>当区では、審査会条例を情報公開条例とは別に定めております。国や都の内容を検討いたしまして、審査会条例について、特にインカメラ審理やヴォーン・インディックスなどを規定する必要があると考えました。</p> |
| 会長 | <p>ほかにございませぬか。今日はいろいろとご意見をいただいたわけですが、諮問に対して12月までに答申することになっています。今後の取扱いをどうしたらよろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>10月の審議会でもう1回審議するわけですが、ご苦労だとは思いますが、学識経験者の方に答申案を作っていただいて、それに基づいて審議をすればスムーズに進行するのではないかと思います。</p> |
| 委員 | <p>全員ではなかなかまとまりませんので、大変でしょうけれども、学識経験者の皆様方にたたき台と言っては失礼ですが、作っていただいたらいいのではないかと思います。</p> |
| 委員 | <p>円滑な進行のためであれば、お手伝いさせていただきます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 会 長 | それでは学識経験者でたたき台を作るということで進めたいと思います。次回の日程をどうしますか。 |
| 区 政 情 報 課 長 | 10月の前半でお願いしたいのですが、これから調整させていただきます。 |
| 会 長 | ほかになければ本日はこれで閉会といたします。長時間どうもありがとうございました。 |